

# スポーツを権利として確立するために ＝新体連のめざすもの＝

1992年2月16日

今、スポーツは国民生活のなかで大きな比重をもつにいたるとともに、スポーツの政治的、商業主義的利用が進むなかで、そのあり方がきびしく問われ、スポーツの民主主義的発展がつよくもとめられています。こうしたなかで、スポーツの民主的な発展を目的意識的に追求するスポーツ関係者の自主的な運動として活動してきた新体連はいっそう重要な役割をになうようになっていきます。

## 1 新体連の創立精神にもとづく活動

1965年に創立された新体連は、その創立宣言において「スポーツが少数のひとの独占物であった時代は過ぎました。それは万人の権利でなければなりません」と宣言しました。「スポーツは万人の権利」という理念をかかげた新体連の創設は、日本のスポーツ界の後進的な体質の改革をねがっていた少なくないスポーツ関係者を、大きくはげますものでした。

1970年に開かれた新体連第6回大会は「日本の体育・スポーツ界の平和的民主的発展、民主的な改革のためにすべてのスポーツマン、関係者が広範な人々と団結して努力する」という方向を明確にしました。これは当時の民主的勢力の急激な発展のもとで、新体連はせまい自己完結的なスポーツ運動ではなく、日本のスポーツ界全体の民主的革新のためのスポーツ関係者の大同団結を推進する運動であることを明確にしたものです。新体連はこうした方針にもとづいて、スポ

ーツ関係者の合意をひろげスポーツ界の民主的革新の世論を高めるために積極的に奮闘し、そのなかで新体連への信頼もひろがりました。

しかし、70年代後半から反動攻勢がつよまり、民主的スポーツ運動は一定の困難に直面しました。こうしたなかで、1979年の新体連第12回総会は、「スポーツ権の確立をめざして一協力・共同のよびかけ」を採択しました。この「よびかけ」は民主的なスポーツ運動に対する誹謗（ひぼう）中傷にたいし、スポーツ権の確立こそがスポーツ発展の大道であり、そのために思想や政治的信条をこえて、広範なスポーツ関係者・民主団体、国民各層の「合意をひろげ協力共同を発展させる」新体連運動の確固とした立場を表明するものでした。こうして新体連は80年に政府のモスクワ五輪への選手派遣をめぐるJOCへの政治介入に反対し、また、「行政改革」と「民間活力の活用」の名のもとにおこなわれたスポーツ行政の切りすて、スポーツ産業育成に抗して、スポーツ関係者の協力共同を組織するために活動してきました。

1990年開催の第18回総会には、80年代のスポーツの商業主義的利用、政治的利用の進行にともなうスポーツのゆがみが表面化したなかで、①スポーツの社会的文化的価値を継承し発展させスポーツマン精神の発達をはかる、②政治介入や商業主義的利用とたたかい、スポーツの自主的・民主的な発展をはかる、③国の体育スポーツ関係予算を大幅に増額し、公共スポーツ施設の増設などを要

求する、④オリンピック運動をその憲章の精神にもとづいて発展させる、などの四つの課題を提起し、スポーツ関係者の共同を訴えました。最近、プロ野球選手会が移籍の自由を求めるスト権行使の決意表明、「会員が多すぎてプレイができない」としてゴルフ場の入会金返還訴訟など、商業主義の矛盾が激しくなり、民主主義的な権利としてスポーツが保障されなければならないという方向に大きく情勢が動いています。

新体連は、20余年間のこうした進歩的な伝統をうけつぎ、今日の情勢が、民主的スポーツ運動にもとめる課題にこたえて積極的な活動を展開しなければなりません。

## 2 新体連がめざすもの

新体連が、創立以来かかげてきた目標、スポーツは国民の権利として保障されなければならないという理念とその実現をめざす運動は、ますます重要となっています。今日、スポーツをめぐるあらたな状況は、つぎの課題にもとづく思想、信条、政治的立場の違いをこえたスポーツ関係者の大同団結をつよくもとめています。

**第一は、スポーツの荒廃をゆるさず、スポーツが文化として発展することを追求します。**最近、スポーツ界では、暴力、しごき、賭博、禁止薬物の使用などの不祥事が多発し、文化としてのスポーツの発展の立場から、憂慮の念を禁じえません。もともとスポーツは、オリンピック憲章ものべているように人々の「肉体的、道徳的資質の発展を推進」すべきものです。ユネスコの体育・スポーツ国際憲章は、「すべて人は、肉体的・知的・道徳的能力を伸ばす自由」が保障されなけれ

ばならないという見地から、スポーツは社会の一員としての「人間の能力・意志力及び自律心」、「フェアプレイ」を発達させる「教育と文化の不可欠の要素」であるという見地から、スポーツは「すべての人にとって基本的権利」と位置づけています。問題は、こうしたスポーツほんらいのあり方が、わが国では大きくゆがめられていることにあります。これをただすためには、そのおおもとであるスポーツへの政治の介入を排し、商業主義的利用をおさえなければなりません。

**第二には、スポーツの発展にとって重要なことは、スポーツ界における思想、信条、政治的立場の違いを理由として抑圧、差別を一掃し、民主主義を保障することです。**1968年の「スポーツ宣言」(ユネスコ・スポーツ体育国際評議会)は、「人種、政治的あるいは宗教的理由でスポーツの機会を制限しようとしたり、あるいは、いかなる種類であっても差別を設けようとしたりすることは、スポーツ精神と相いれない」としています。日本のスポーツの現状は、この民主主義とスポーツ精神の根本原則が侵害されているところに問題があります。たとえば、それはモスクワオリンピックへのJOCの選手派遣にたいして政府の介入、また、国民体育大会をはじめ各種の競技会における「日の丸」「君が代」などのおしつけにしめされています。スポーツ大会などの行事は、ほんらい、思想、信条、政治的立場の違いをこえてすべてのスポーツマンが参加し能力を競うところに意義があります。したがって、スポーツ大会に「日の丸」「君が代」など特定の政治的立場のシンボルをおしつけることは、スポーツ本来のあり方にそむき、民主主義に反することであり、ゆるされてはならないことです。

**第三は、スポーツ選手の素質、能力が**

十分に発揮されるようにするため、スポーツを大企業の営利目的に従属させる商業主義を規制することが重要になっていきます。近年、スポーツ分野に企業が進出し、選手を雇い入れ宣伝に利用する企業、広告代理店を通じていわゆる冠競技大会のスポンサーになる企業が、急激に増えています。こうした大企業のもとで多くのスポーツ選手・コーチは、プロ・アマを問わず劣悪な条件のもとにおかれています。たとえば、過密な競技日程のもとでの酷使、人権無視の非科学的なトレーニングの強制、プロ野球選手に見られる人身の拘束（こうそく）、専門家にふさわしくない待遇、引退後の不安などが指摘されています。こうしたなかで、選手はその素質と能力を発揮できず、人間としての権利が保障されていない状況にあります。スポーツの進歩と向上のにない手として重要な役割を持つ第一線級のスポーツ選手が、その素質と能力を十分に発揮できるようにし、文化としてのスポーツの発展が保障されなければなりません。そのためには選手、コーチなどの権利を守る民主的世論をもりあげ、商業主義の横暴を規制する必要があります。

**第四は、国のスポーツ予算を大幅にふやし、公共スポーツ施設の拡充、指導員制度の確立などの条件整備を要求します。**近年、ゴルフ場など営利の商業施設は急増しているが、スポーツ愛好者や選手が気がるに利用できる公共のスポーツ施設の建設は抑制され、「経済大国、スポーツ貧国」という状況を示しています。こうした事態は、この十年間の政府の「行革」「民活」の推進のもとで生みだされたものです。今日、急増した営利のスポーツ施設は、ゴルフ場の水増し会員権、利用者や職員の安全、コーチや職員の待遇などの問題が山積みし、さらには、自然環境の破壊や汚職・不正事件など深刻な

問題をひきおこしています。このように「民活」の破綻（はたん）は明白であり、いまこそ、教育と文化の不可欠の要素としてのスポーツの発展をはかるために政府は国のスポーツ予算を大幅にふやし、公共のスポーツ施設の拡充、指導員制度の確立などの条件整備をはかるべきです。また、自由時間を拡大しスポーツに親しめる条件を保障すべきです。

**第五は、オリンピックはスポーツを通じて世界の平和に貢献する運動であり、その理念の実現をめざすことが重要です。**オリンピック運動は、「オリンピックの理想のもとにスポーツを奨励し、それによってあらゆる国のスポーツマンの間の友好関係を促進・強化すること」をつうじて両大戦をのりこえてきた貴重な国際運動です。そしてこの運動が、全世界的に支持され発展してきたのは、人種、宗教、政治、社会体制の差異を問わず世界中の競技者が「大会に集合してフェアプレイの精神で堂々と競い、友人として交わる」ことを追求してきたからです。本年開催されるオリンピックにおいても、1998年長野冬季オリンピックにおいても、こうしたオリンピック運動の原理が、普及し、つらぬかれることが重要です。なによりも、わが国のすべてのスポーツが、思想、信条、政治的立場を理由とした差別と干渉を一掃し、民主主義としてのスポーツ、文化としてのスポーツを発展させることが重要です。これが、オリンピック運動の発展の道であり、すべてのスポーツマンの課題と言えます。

これらの課題の実現こそがわが国のスポーツの民主的発展の道であり、新体連のめざすものです。